上川中部定住自立圏共生ビジョンの変更内容について

○　新規事業（１事業），既存事業の廃止（１事業）

・上川中部定住自立圏形成協定の変更に伴うもの　～　新規事業（１事業），既存事業の廃止（１事業）
・今回の協定変更により，平成31年度：29事業　→　令和２年度：29事業

※太枠：形成協定の内容

	区分	連携自治体	事業名	取組の内容	旭川市の役割	関係町の役割	目　的	効　果	変更理由
1	新規	鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 以上８自治体	手話奉仕員・手話通訳者の養成	圏域の障害者福祉の向上に資するため，手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。	関係町の住民に対し，旭川市が開催する手話講習会に係る情報を提供し，受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり，旭川市に対し，応分の経費を負担する。	聴覚言語障害者に対する理解を深め，初歩的な日常会話を行うための手話技術の習得を行う。	圏域における障害者福祉の増進を図る。	－
2	廃止	東神楽町 以上１自治体	障害者相談事業	圏域の障害者福祉の向上に資するため，旭川市障害者総合相談支援センターに障害者等からの相談等に対応する専門職員を共同配置し，圏域の相談支援体制の充実・強化を図るとともに，圏域各市町のネットワーク構築を進める。	旭川市障害者総合相談支援センターに共同配置による専門職員を配置し，圏域内の障害者等からの相談支援業務等を行う。	障害者等からの相談等については，旭川市障害者総合相談支援センターに共同配置する専門職員を活用するとともに，専門職員の配置に係る応分の経費を負担する。	－	－	連携自治体において，独自に相談支援体制を構築することとなったため，事業を廃止する。